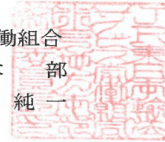




JTSU-E水地申第13号
2024年 4月25日

東日本旅客鉄道株式会社
水戸支社長 小川 一路 殿

JR東日本輸送サービス労働組合
水戸地方本部
執行委員長 黒澤 純一



組合活動の萎縮と規制を目的とした不当労働行為を直ちに止め、
組合員の処分撤回を求める緊急申し入れ

この間、地本は「ジョブローテーション及び職場実態調査アンケート」を取り組んできました。このアンケートは、現在、東京都労働委員会で調査されている「JR東日本（水戸地本）事件」を踏まえ、ジョブローテーションの運用状況を把握して撤廃に向けた運動につなげていくことや、日常的に発生する職場諸問題等に対して実態を把握するために取り組んできたものです。このような取り組みは、その目的からしても労働組合としての日常的な組合活動であることは言うまでもありません。

2月15日、会社は突如としてアンケートを配布した2名の組合員に対して事情聴取を行いました。現在、この事情聴取は16名もの組合員まで広がっています。事情聴取を行う理由は「就業規則第23条に抵触する恐れがある」というもので、「アンケートをいつ・誰に・どこで渡したのか」などの聞き取りを執拗に行い、最終的には状況報告書を書くまで終わらない状況がつけられました。そして、現在まで、事情聴取を受けた組合員のうち3名（土浦運輸区分会組合員、勝田運輸区分会組合員、水郡線営業所分会組合員）に「厳重注意」や「訓告」の処分が出される事態となりました。

地本は、これまでも「会社の申し入れに対し、正当な組合活動を堂々と推し進める水戸地本見解」等で明らかにしているように、憲法第28条や労働組合法第1条2項に基づき、今回のアンケートの取り組みが組合活動として正当性を有するものであれば、その組合活動を制限されるべきではなく、処分されるべきものでもないという主張に変わりありません。よって、アンケートの取り組みを勤務時間外に職場で行った組合員に対する処分は即時撤回すべきです。

会社による事情聴取と処分は、組合員の不利益を齎すだけでなく、職場における組合活動の萎縮と規制が狙われた不当労働行為であり、到底看過することはできません。そして、アンケートを配布していない組合員や未加入者に対して「誰からアンケートを配布されたか」など聞き取りを行っていることを把握していますが、これらの行為を受けた仲間から「職場の秩序を乱しているのは会社のほうだ」と声が上げられているように、職場を混乱させているのは会社であると指摘せざるを得ません。このような現実を受け止め、直ちに不当労働行為を止めるべきです。

よって、下記の通り申し入れますので、会社の誠意ある回答を求めます。

記

1. 憲法や労働組合法等の関係法令および就業規則第23条を踏まえ、職場内の組合活動に対する会社の認識を明らかにすること。
2. 勝田運輸区分会組合員と水郡線営業所分会組合員に対する厳重注意処分を撤回すること。また、組合員への事情聴取や処分、未加入者に対する聞き取りを直ちに止め、健全な職場運営を行うこと。
3. 今申し入れに関する団体交渉は、2024年5月9日までに開催すること。

以上

申13号 組合活動の萎縮と規制を目的とした不当労働行為を直ちに止め、組合員の処分撤回を求める緊急申し入れ提出！

組合活動の萎縮と規制を許さない！
仲間の処分撤回に向けてたたかう！